

鳥取県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市福部町高江131安田豊実ほか21人が共同して行う土地改良事業に係る高江地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年8月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦